

(仮称) 秋田県由利本荘市沖洋上風力発電事業環境影響評価準備書
に対する知事意見

1 総括的事項

(1) 事業の実施に当たっては、工事施工業者等への指導に努め、環境保全措置の確実な履行を確保すること。

また、最新の知見や技術等を可能な範囲で導入することにより、一層の環境影響の低減に努めること。

(2) 本事業は国内で例のない大規模な洋上風力発電事業であることから、現段階で予測し得ない環境保全上の問題が工事中又は供用後に生じた場合は、最新の知見や専門家等の助言を踏まえた調査を速やかに実施し、関係機関と協議の上で、適切な措置を講じること。

また、事業計画について、地域住民や地元自治体等（以下「地域住民等」という。）に広く周知するとともに、丁寧な説明を行い、事業に対する理解を得るよう努めること。

(3) 県内の一部地域では風力発電機の設置が原因と考えられる電波障害が発生していることから、事業の実施に当たっては地域住民の生活環境に十分配慮するとともに、影響が生じた場合は、関係法令等に従って適切に対応すること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音

ア 事業者はモノパイル基礎打設工事を原則 8 時から 18 時の間に実施しているが、海象条件等の影響により例外も想定されていることから、当該時間帯以外に打設工事を実施する場合は、事前に地域住民等へ周知を図り、理解を得るよう努めること。

また、打設工事中は環境監視等を実施し、生活環境への重大な影響が認められる場合は、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 本準備書では施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音による生活環境への影響は軽微であると評価しているが、本事業は国内で例のない大規模な洋上風力発電事業であり、対象事業実施区域（以下「実施区域」という。）周辺には住居や学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設が多数存在していることから、施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音について適切に事後調査を実施し、生活環境への重大な影響が認められる場合は、追加的な環境保全

措置を講ずること。

(2) 動物

ア 本準備書では、事後調査として実施区域北端及び南端の風力発電機2地点にカメラを設置し、施設稼働後におけるバードストライクの状態を調査することとしているが、当該カメラにより本事業で設置を計画している全ての風力発電機に係るバードストライクの状態を把握することは困難であることから、最新の知見及び専門家等の助言に基づいた適切な調査手法等により鳥類等の状態に関する事後調査を実施し、バードストライクやブレードの回転範囲及びその周辺での飛翔が高頻度に確認されるなど、本事業の実施による鳥類等への重大な影響が認められる又は懸念される場合は、追加的な環境保全措置を講ずること。

なお、鳥類等の状態に関する事後調査の実施に当たっては、新たに洋上に構造物が設置されることによる魚類等の蝟集効果により、ミサゴ等の魚食性鳥類の採餌環境や生息状況が変化する可能性があることを考慮すること。

イ 本準備書では、工事の実施及び施設の稼働に伴う水中音による魚類等の海生生物への影響について、海外の事例や予測対象種の同分類群等の知見を参考に予測及び評価を行っているが、海生生物に関する生態等については解明されていない点も多く、予測の不確実性が大きいことから、最新の知見及び専門家等の助言に基づいた適切な調査手法等により海生生物の状態に関する事後調査を実施し、本事業の実施による海生生物への重大な影響が認められる又は懸念される場合は、追加的な環境保全措置を講ずること。

(3) 景観

本準備書では、風力発電機の設置位置を主要な眺望点から可能な限り離隔する等の環境保全措置を講ずることにより、施設の存在による景観への影響は実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しているが、本事業は南北約30kmに及ぶ大規模な洋上風力発電事業であり、主要な眺望点に加え、日常的な生活環境の場からの景観の変化を伴うことから、本事業の実施による景観への影響について、地域住民等から問い合わせがあった場合等は、環境影響評価結果等について丁寧に説明を行い、理解を得るよう努めること。